

司法処分通知書

管理番号 (●) 00000-0000

この度、ご通知致しましたのは、未だ解決されていない案件に対して原告側から訴訟を提起されましたので当局から通知させて頂きました。このままご連絡無き場合、指定裁判所からの執行証書の交付及び民事訴訟を開始させて頂きます。尚、欠席裁判に付きましては、原告側の主張が全面的に受理され給料差し押さえ及び、動産物、不動産差し押さえを執行官立会いのもと履行させて頂きます。裁判取り下げ、訴訟内容等に関してのお問い合わせは当局にて行っておりますが、個人情報保護法に基づき原則としてご本人様以外の内容確認はできませんのでご了承下さい。

万が一身に覚えのない場合は当局にて確認させて頂きますのでご連絡ください。

* 最近悪徳業者の新しい手口として個人情報を悪用し少額訴訟を起こす事例もございます。

※訴訟取り下げ申請期日 平成 18 年 8 月 11 日
〒 100-0013

東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番地 5 号
財務省指定機構 日本財務事務局

0120-780-817 (管理課)

受付窓口 平日 9:00~17:00